

国自整第109号  
制定 令和5年9月14日  
一部改正 令和6年1月23日  
最終改正 令和7年2月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局自動車整備課長  
(公印省略)

### 「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い及び業務取扱いについて

「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）」等の改正について（令和5年8月28日付、国自整第97号）にて定めた「自動車整備士技能検定規則の細目」（以下「細目」という。）の取扱いについて、下記のとおり定めたので、令和4年5月に改正された「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号）に規定する自動車整備士の種類の養成をする場合は下記によることとされたい。

記

#### 1. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い

##### 1.1. 養成を受けようとする者の資格、教育科目及び教育時間

###### 1.1.1. 一級自動車整備士の養成課程における養成を受けようとする者の資格には、細目I-3-1(2)に定めている二級自動車整備士の資格について、自動車整備士技能検定の合格証書（以下「合格証書」という。）の交付を受けていなくとも、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たす場合に限り、その要件をもって養成を受けようとする者の資格とができるものとする。ただし、この場合において、当該養成を開始した日から6か月以内に合格証書の交付を受けていなければならないものとする。

1.1.2. 教育科目別の教育時間については、別表1の標準教育時間を参考として策定させるものとする。なお、教育時間毎の教育内容は、同表に示した項目を含んだ内容とすること。

1. 1. 3. 細目の教育計画で定めている学科及び実習の教育時間数は、当該養成課程を修了する者が履修しなければならない時間数をいう。
1. 1. 4. 教育時間の 1 時間は、正味教育時分が 50 分以上であること。ただし、教育時間における 1 時間当たりの正味教育時分が 50 分未満の場合には、当該正味教育時分の総計を 50 分で除して得た数を教育時間における時間数とする。
1. 1. 5. 1 日における正味教育時分は原則として 400 分を、夜間のみ教育を実施する場合には、230 分を超えてはならないものとする。
1. 1. 6. 教育時間には、教育効果を評価するための試験時間を含むものとする。
1. 1. 7. 実習時間（二種養成施設を除く。）には、指導員の監督下において実施される自動車整備工場等における現場実習、車検のための持込み検査等教育科目的教育内容に合致したものについては含めてよいものとする。ただし、自動車メーカー等の工場見学、自動車関連の各種イベントの見学等の時間は含めないこと。

## 1. 2. 教科書

1. 2. 1. 教科書は、国土交通省物流・自動車局監修のものを使用するように指導すること。ただし細目 I-3-2 の表に掲げる科目的「自動車概論」及び「サービス・マネジメント」にあっては、その限りでない。

## 1. 3. 教材

1. 3. 1. エンジン又はモータ及び主要部品等は、養成しようとする自動車整備士の種類が複数ある場合、それぞれについて細目に適合しなければならないものとする。ただし、教育時間が重複していない場合に限り、共用が可能なものにあっては共用することができる。
1. 3. 2. 「同時に教育を受ける者」とは、総定員をいう。ただし、実習教育については、修業年限が 2 年以上の養成施設であって、その教育内容が適正で、かつ、教育時間が重複していない場合に限り、1 学年の定員とすることができます。なお、これは、実習場の広さ並びに指導員の数の算定にあたっても同様とする。
1. 3. 3. 細目に規定する「教材用の車両」は、養成施設が教材として保有する車両とする。ただし、確実に教材用の車両を調達・準備できる体制を整えるとともに、教材用の車両の調達・準備方法等を含めて教育計画を作成する場合にあっては、教育内容に応じてレンタカー等を「教材用の車両」に含めることができる。

## 1. 4. 実習場

1. 4. 1. 実習場とは、自動車及び自動車部品等の点検、分解、組立、調整等を行う作業場及び完成検査場等をいう。なお、教室棟等に設置されている実習用の教室については、学科教室と明確に区分されれば実習場に含めてよいものとする。

## 1. 5. 実習用機械設備

1. 5. 1. 実習用機械設備のうち検査用機器については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省

令第74号) 第57条第1項第4号の国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものを使用するよう指導すること。

1.5.2. 細目の別表1から別表8に掲げた機器については、同一機能を有するものが備付けられていればよいものとする。

## 1.6. 指導員

1.6.1. 学科指導員の機械、電気又は電子に関する学科を卒業した者とは、細目の別紙1を参考とし判断するものとする。

1.6.2. 学科指導員と実習指導員の両方の資格を有する者は、それぞれの指導員を兼任することができるものとする。この場合、指導員の数の算定にあたっては、教育計画の内容が適切で、かつ、兼任する指導員の教育時間が重複していない場合に限り学科指導員及び実習指導員の数にそれぞれ加えることができる。

1.6.3. 学科指導員の補助とは、学科指導員の監督下において生徒に対し、学科教育を行う者を、実習指導員の補助とは、実習指導員の監督下において生徒に対し、実習教育を行う者をいう。

1.6.4. 二種養成施設には、二級課程の学科指導員の資格及び実習指導員の資格を有する専任指導員を少なくとも1名以上置かなければならない。

1.6.5. 細目に規定する「運輸監理部長又は運輸支局長が行う電子制御装置整備に必要な知識及び技能に関する講習又はこれと同等の学習を行うこと」とは、運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」の修了又は当該講習で使用する教材と同等の教材を用いて自己学習を行い、当該自己学習の日時、内容等の記録を作成・保存することをいう。

1.6.6. 細目に規定する「自動車整備士を育成することを目的とした教育機関等」とは、例えば、自動車メーカーや自動車ディーラーなどが自動車整備士を育成するための教育機関をいう。

## 1.7. 複数の種類の自動車整備士を併せて養成する課程の取扱い

### 1.7.1. 一種養成施設

1.7.1.1. 二級自動車整備士（総合）と自動車車体・電子制御装置整備士を併せて養成する課程の修業年限は3年以上とし、同課程においては、二級自動車整備士（総合）の養成に係る教育として履修されたもののうち次の教育時間については、自動車車体・電子制御装置整備士の養成に係る教育としても履修されたものとすることができる。

教 育 科 目		時 間	小 計	合 計
学 科	自動車工学	157	162	375
	自動車整備関連			
	自動車の整備に関する法規			
	自動車検査	5		
実 習	自動車整備作業	193	213	
	自動車検査作業	20		

1.7.1.2. 三級自動車整備士（総合）と自動車車体・電子制御装置整備士を併せて養成する課程の修

業年限は2年以上とし、同課程においては、三級自動車整備士（総合）の養成に係る教育として履修されたもののうち次の教育時間については、自動車車体・電子制御装置整備士の養成に係る教育としても履修されたものとすることができる。

ただし、自動車車体・電子制御装置整備士の養成課程に含まれる電子制御装置の教育については、必ず実施すること（別表1（その4）参照）。

教育科目		時間	小計	合計
学科	自動車工学	155	155	345
	自動車整備関連			
	自動車の整備に関する法規			
実習	自動車整備作業	190	190	

#### 1.7.2. 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるもの

二級自動車整備士（総合）と自動車車体・電子制御装置整備士を併せて養成する課程を設置する場合には、二級自動車整備士（総合）の養成に係る教育として履修されたもののうち次の教育時間については、自動車車体・電子制御装置整備士の養成に係る教育としても履修されたものとすることができる。

教育科目		時間	小計	合計	
学科	自動車工学	147	152	275	
	自動車整備関連				
	自動車の整備に関する法規				
	自動車検査	5			
実習	自動車整備作業	113	123		
	自動車検査作業	10			

#### 1.8. 技能検定合格者等の二種養成施設における取扱い

1.8.1. 一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の自動車整備士技能検定試験合格者が、自動車タイヤ整備士、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士（以下「特殊整備士」という。）の養成課程の講習を受講するときは、次の時間を免除することができるものとする。

教育科目		時間	小計	合計
学科	自動車工学	13	15	20
	自動車整備関連			
	自動車検査	2		
実習	自動車整備作業	3 (-)	5 (2)	(17)
	自動車検査作業	2		

注. ( ) 内は、自動車タイヤ整備士を表す。

1.8.2. 一級自動車整備士（二輪）又は二級自動車整備士（二輪）の自動車整備士技能検定試験 合格者が、特殊整備士の養成課程の講習を受講するときは、次の時間を免除することができるものとする。

ただし、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程に含まれる電子制御装置の教育については、必ず実施すること（別表1（その8）参照）。

教育科目		時間	小計	合計
学科	自動車工学	11	13	15
	自動車整備関連			
	自動車検査	2		
実習	自動車検査作業	2	2	

1.8.3. 三級自動車整備士（総合）又は三級自動車整備士（二輪）の自動車整備士技能検定試験合格者が、特殊整備士の養成課程の講習を受講するときは、次の時間を免除することができるものとする。

ただし、自動車車体・電子制御装置整備士又は自動車電気・電子制御装置整備士の養成課程に含まれる電子制御装置の教育については、必ず実施すること（別表1（その8）参照）。

教育科目		時間	小計	合計
学科	自動車工学	11	11	11
	自動車整備関連			

## 2. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の業務取扱い

### 2.1. 申請書

2.1.1. 検定規則第6条の18第1項に規定する自動車整備士の養成施設の指定、同規則第18条第1項第7号及び第19条の2第5号に規定する自動車に関する学科を有する大学の認定並びに同規則第18条第1項第1号の2チに規定する自動車の整備技術の教育を行う機関の認定（以下「養成施設の指定等」という。）の申請書は、第1号様式によること。

2.1.2. 養成施設の指定等の申請書の添付書類は、別表2左欄に掲げるとおりとし、その記載要領等は、同表右欄に掲げるとおりとする。

### 2.2. 変更届

2.2.1. 養成施設の指定等を受けた者が、技能検定規則第6条の18第2項第1号及び第3号並びに第3項第4号及び第6号に掲げる事項に変更が生じたときは、同条第4項の規定により第2号様式による変更届を提出すること。

2.2.2. 変更届には、第3号様式による変更事項比較表及び同表右欄に示された書類を添付すること。

2.2.3. 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）は変更届のうち、上級の自動車整備士養成課程への変更又は上級の自動車整備士養成課程の追加等について当該届出があった場合には、届出された書類のうち第3号様式の写しを四半期毎に取りまとめ、当該四半期末の翌月末までに本省へ報告すること。

2.2.4. 2.2.3. 以外の変更届は、前年度分を報告様式1「自動車整備士養成施設変更届調査票」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

### 2.3. 廃止届

2.3.1. 養成施設の指定等を受けた者が自動車整備士の養成を廃止したときは、第4号様式による廃止届を提出すること。

2.3.2. 養成施設の指定等を受けたときに交付された指定書又は認定書は、前項の廃止届に添付して返納すること。

### 2.4. 養成施設報告書

2.4.1. 養成施設の指定等を受けた一種養成施設、自動車に関する学科を有する大学及び自動車整備技術の教育を行う機関は、第5号様式により、二種養成施設は、第6号様式により、年度終了毎に養成課程別の実績、計画等の内容を記載した自動車整備士養成施設報告書を提出すること。

2.4.2. 地方運輸局は、養成施設より報告を受けた自動車整備士養成施設報告書について、地方運輸局管内の全養成施設の前年度分を報告様式2「自動車整備士養成施設現況一覧」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

### 2.5. 立入調査報告票等について

2.5.1. 地方運輸局は、細目4.2.における立入指導の実施計画及び実施の報告等について、今年度の計画を報告様式3「立入指導計画票」及び前年度の実績を報告様式4「立入調査報告票」に取りまとめ、毎年7月末日までに本省へ報告すること。

### 2.6. 教室及び実習場・教育を行う者の数に関する報告書

養成施設の指定等を受けた者が、細目I-1-5 (I-2、I-3、I-4、II-1、II-2、II-3、II-4、II-5、II-6、III-1又はIII-2で引用する場合を含む。)、I-1-8 (I-2、I-3、I-4、III-1、III-2又はIVで引用する場合を含む。)又はII-1-4 (II-2、II-3、II-4、II-5又はII-6で引用する場合を含む。)のただし書きの規定(以下「細目ただし書きの規定」という。)を適用する場合にあっては、第7号様式による「教室及び実習場／教育を行う者の数に関する報告書」を提出すること。

### 2.7. 申請書の提出・進達等

2.7.1. 養成施設の指定等の申請又は次に掲げるいずれかの自動車整備士の養成課程の変更を行う場合にあっては、現地調査による確認を行うこととする。ただし、(3)のみに該当する自動車整備士の養成課程の変更を行う場合にあっては、細目4.に規定する立入調査時による確認であってもよい。

(1) 上級の自動車整備士の養成課程を追加する場合

(2) 上級の自動車整備士の養成課程に変更する場合

(3) 自動車技能検定規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第46号。以下「改正省令」という。)による改正前の検定規則に規定する自動車整備士の養成課程から改正省令に

による改正後の検定規則（以下「新検定規則」という。）に規定する自動車整備士の養成課程に変更する場合

- 2.7.2. 申請書、変更届及び廃止届には、陸運事務所、運輸監理部又は運輸支局（以下「運輸支局等」という。）並びに地方運輸局の受付印を押印すること。
- 2.7.3. 変更届及び養成施設報告書は、当該養成施設の所在地を管轄する陸運事務所長、運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸支局長等」という。）を経由して地方運輸局長（沖縄においては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、また、申請書及び廃止届は、当該養成施設を管轄する運輸支局長等を経由して国土交通大臣に提出すること。
- 2.7.4. 申請書について、申請部数は4部（3部提出、1部控）とし、細目及び「1. 「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い」に適合していることを確認のうえ、運輸支局等が受付をした日から2か月以内に意見を添えて本省に進達すること。また、当該養成施設が既に教育を開始しているときは、遅くとも教育を開始した日から30日以内に運輸支局長等に提出し、本省への進達は遅くとも教育を開始した日から3か月以内とする。なお、この場合において、細目で定められた基準に基づき養成を行った場合については、教育時間に含めてよいものとする。
- 2.7.5. 申請者が教育を開始する相当期間前に養成施設の指定等を行う場合であって、当該申請時に施設、実習用教材又は機械設備等が未完成又は完備されていない状態にあるものについては、教育を開始する日までに、細目の規定に適合する見通しが確実にある場合に限り、添付書類が一部不備であっても受理して差し支えない。なお、この場合において、申請者から工事請負契約書、工事予定表、受注書及び見積書等の提示を求め確認するとともに、教育を開始する日までに、細目の規定に適合させる旨を記載した書面を提出させること。また、現地審査は、施設等が完成した後に速やかに実施するものとし、その結果については、不備であった書類と意見を添えて本省に報告すること。
- 2.7.6. 変更届の部数は3部（2部提出、1部控）及び廃止届の部数は4部（3部提出、1部控）とし、その事由があった日から30日以内に運輸支局長等に提出すること。
- 2.7.7. 養成施設報告書の部数は3部（2部提出、1部控）とし、5月末日までに運輸支局長等に提出すること。
- 2.7.8. 教室及び実習場／教育を行う者の数に関する報告書は、細目ただし書きの規定を適用する前に運輸支局長等に提出すること。ただし、細目ただし書きの規定を適用する前に運輸支局長等に当該報告書を提出することが困難な事情がある場合にあっては、当該困難な事情が解消された後速やかに提出すること。
- 2.7.9. 本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本産業規格A列4番とすること。なお、図面等でA列4番とすることが困難な場合については、折りたたんだ状態でA列4番とすること。

附 則 (令和6年1月23日付、国自整第195号)

(施行期日)

1. 本改正規定は、令和6年1月23日から施行する。

附 則 (令和7年2月19日付、国自整第220号)

(施行期日)

本改正は、通知の日から施行し、新検定規則の規定による自動車整備士の養成課程を開始する場合に適用する。

別表1 (その1)

## 一種養成施設の三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目		養成課程別教育内容			標準時間	
		教育内容	三級		三級	
			総合	二輪	総合	二輪
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○			270
		自動車の力学・数学	○			
		電気・電子理論	○			
		材料	○			
		燃料・潤滑剤	○			
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○			
		シャシ	○			
		電装	○			
	自動車の整備に関する法規		○			
小 計						270
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	○		560
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	○		
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○		
	小 計					560
	合 計					830

別表1（その2）

一種養成施設の二級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目		養成課程別教育内容			標準時間		
		教育内容	二級		二級		
			総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	552	550	
		自動車の力学・数学	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		電気・電子理論	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		材料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		燃料・潤滑剤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		図面	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		シャシ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		電装	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		故障原因探求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		電子制御装置	<input type="radio"/>	—			
実 習	自動車の整備に関する法規		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	20		
	自動車検査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	572		
	小計				572	570	
	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1093	1090
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		故障原因探求		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電子制御装置		<input type="radio"/>	—		
	自動車検査作業		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	50		
	小計				1143	1140	
	合計				1715	1710	

別表1（その3）

## 一種養成施設の一級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間	
	教育内容	一級		一級		275
		総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○		275
		自動車の力学・数学	○	○		
		電気・電子理論	○	○		
		材料	○	○		
		燃料・潤滑剤	○	○		
		図面	○	○		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	○		
		シャシ	○	○		
		電装	○	○		
		故障原因探求	○	○		
	自動車の整備に関する法規		○	○		
	自動車検査		○	○	5	
	自動車概論	材料力学、流体力学、熱力学、電子回路、通信技術、電子制御、技術英語、産業史、自動車技術史等、基礎知識・工学基礎として各養成施設が必要と認めるもの	※	※	※	
	サービス・マネジメント	現代企業要論、経営学、経済学、消費者心理、工場管理論、社会学、簿記、商法、民法、消費者保護法、コンプライアンス教育、プレゼンテーション教育、カスタマ・サービス等、一級自動車整備士に広く求められている知識又は技能の習得として、各養成施設が必要と認めるもの	※	※	※	
	小計				※を除き280	
	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	455

実習		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		故障原因探求		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車検査作業			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	10	
実務実習	サービス・マネジメント	現代企業要論、経営学、経済学、消費者心理、工場管理論、社会学、簿記、商法、民法、消費者保護法、コンプライアンス教育、プレゼンテーション教育、カスタマ・サービス等、一級自動車整備士に広く求められている知識又は技能の習得として、各養成施設が必要と認めるもの			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		小計				※を除き465	
実務実習	体験実習	自動車整備作業	自動車点検整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	140	
			故障原因探求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
			総合診断	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	評価実習		自動車の点検整備	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	550	
			故障原因探求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
			総合診断	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
合計					教育時間数の合計1600時間以上		

注 ※印は、養成施設において教育時間を任意に設定することができ、教育時間数の合計に加えることができる。

別表1（その4）

一種養成施設の自動車車体・電子制御装置整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間			
	教育内容	車体A	車体B	車体C	車体A	車体B	車体C	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	—	—	157 — (2)	2	
		自動車の力学・数学	○	—	—			
		電気・電子理論	○	—	—			
		燃料・潤滑剤	○	—	—			
		図面	○	—	—			
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	—	—			
		シャシ	○	—	—			
		電装	○	—	—			
		電子制御装置	○	— (○)	○			
	自動車の整備に 関する法規		○	—	—			
	自動車検査		○	—	○	5	— 5	
	車体及び車体の 構造	材料・力学・構造・機能	○	○	○	230	230 230	
	車体及び車体の 整備	整備・板金・塗装・損傷診 断	○	○	○			
小 計						392	230 (232) 237	
実 習	自動車整備作業	シャシ	点検、分解、組立、 調整、検査	○	—	—	193 — (3)	3
		電装	点検、分解、組立、 調整、検査	○	—	—		
			電子制御装置	○	— (○)	○		
	自動車検査作業			○	—	○	20	— 20
	車体及び車体の 整備作業	点検、分解、組立、調整、 検査、板金・塗装・損傷診 断	○	○	○	670	670 670	
	小 計						883	670 (673) 693
合 計						1275	900 930	

		(905)	
--	--	-------	--

- 注1 車体Aは細目I-4-2（教育計画）の規定の表中に掲げる学科科目を教育時間数392時間以上及び実習科目を教育時間数883時間以上行う場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注2 車体Bは細目I-4-2（教育計画）(1)の場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注3 車体Cは細目I-4-2（教育計画）(2)の場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注4 ( )内は細目の附則（令和7年2月19日付、国自整第219号）4.の規定を適用する場合の教育時間数を示す。

別表1（その5）

## 二種養成施設の三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間		
	教育内容	三級		三級			
		総合	二輪	総合	二輪		
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	60	40	
		自動車の力学・数学	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		電気・電子理論	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		材料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		燃料・潤滑剤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		シャシ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
		電装	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
	自動車の整備に関する法規		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	60	40	
	小 計						
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	30	20
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	小 計				30	20	
	合 計				90	60	

別表1（その6）

## 二種養成施設の二級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間	
	教育内容	二級		二級		
		総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○	56	37
		自動車の力学・数学	○	○		
		電気・電子理論	○	○		
		材料	○	○		
		燃料・潤滑剤	○	○		
		図面	○	○		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	○		
		シャシ	○	○		
		電装	○	○		
		故障原因探求	○	○		
		電子制御装置	○	—		
	自動車の整備に関する法規		○	○		
	自動車検査		○	○	4	3
小 計					60	40
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	26
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	
		故障原因探求		○	○	
		電子制御装置		○	—	
	自動車検査作業		○	○	4	3
	小 計				30	20
合 計					90	60

別表1（その7）

## 二種養成施設の一級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間	
	教育内容	一級		一級		
		総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		自動車の力学・数学	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電気・電子理論	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		材料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		燃料・潤滑剤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		図面	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		シャシ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電装	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		故障原因探求	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		総合診断	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		環境保全	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		安全管理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車の整備に関する法規		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車検査		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	4	4
小計					90	70
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		故障原因探求		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		総合診断		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	自動車検査作業			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	4
		小計			45	35
合計					135	105

86 66

41 31

別表1（その8）

## 二種養成施設の特殊整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目		養成課程別教育内容				標準時間
		教育内容	タイヤ	電気・電子	車体・電子	
学 科	自動車工学	自動車の構造	○	○	○	18
		材料	○	○	○	
		図面	○	○	○	
	自動車整備関連	基礎整備	○	○	○	
		電子制御装置	—	○	○	
	自動車の整備に 関する法規		○	○	○	
	自動車検査		○	○	○	2
	タイヤ構造	構造・機能	○	—	—	
		規格・性能	○	—	—	
	タイヤ整備	タイヤ整備	○	—	—	
		故障原因探求	○	—	—	
実 習	電気装置の構造	電気・電子理論	—	○	—	40
		構造・性能	—	○	—	
	電気装置の整備	電気装置整備	—	○	—	
		故障原因探求	—	○	—	
	車体及び車体の 構造	材料・力学	—	—	○	
		構造・機能	—	—	○	
	車体及び車体の 整備	車体及び車体整備	—	—	○	
		板金・塗装	—	—	○	
		損傷診断	—	—	○	
小計						60
実 習	自動車整備作業	電子制御装置	—	○	○	28
	タイヤの整備作 業	点検、分解、組立、調整、検 査	○	—	—	
		故障原因探求	○	—	—	
	電気装置の整備 作業	点検、分解、組立、調整、検 査	—	○	—	
		故障原因探求	—	○	—	
	車体及び車体の 整備作業	点検、分解、組立、調整、検 査	—	—	○	

	板金・塗装	一	一	○	
	損傷診断	一	一	○	
自動車検査作業		○	○	○	2
小 計					30
合 計					90

別表1（その9）

自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの二級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	教育内容	養成課程別教育内容		標準時間		
		二級		二級		
		総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	○	322	
		自動車の力学・数学	○	○		
		電気・電子理論	○	○		
		材料	○	○		
		燃料・潤滑剤	○	○		
		図面	○	○		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	○	320	
		シャシ	○	○		
		電装	○	○		
		故障原因探求	○	○		
		電子制御装置	○	—		
	自動車の整備に関する法規		○	○		
	自動車検査		○	○	10	
小 計					332 330	
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	403
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○	○	
		故障原因探求		○	○	
		電子制御装置		○	—	
	自動車検査作業		○	○	20	
	小 計				423 420	
合 計					755	750

別表1（その10）

自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものの自動車車体・電子制御装置整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	養成課程別教育内容				標準時間			
	教育内容	車体A	車体B	車体C	車体A	車体B	車体C	
学科	自動車工学	自動車の構造・性能	○	—	—	147	— (2) 2	
		自動車の力学・数学	○	—	—			
		電気・電子理論	○	—	—			
		燃料・潤滑剤	○	—	—			
		図面	○	—	—			
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	○	—	—			
		シャシ	○	—	—			
		電装	○	—	—			
		電子制御装置	○	— (○)	○			
	自動車の整備に関する法規		○	—	—			
	自動車検査		○	—	○	5	— 5	
	車体及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	○	○	○	160	160 160	
	車体及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	○	○	○			
小計						312	160 (162) 167	
実習	自動車整備作業	シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	○	—	—	113	— (3) 3
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	○	—	—		
		電子制御装置		○	— (○)	○		
	自動車検査作業			○	—	○	10	— 10
	車体及び車体・電子制御装置の整備作業	点検、分解、組立、調整、検査、板金・塗装・損傷診断		○	○	○	290	290 290
	小計						413	290 (293) 303
	合計						725	450 470

- 注1 車体Aは細目III-2-1（教育計画）の規定の表中に掲げる学科科目を教育時間数312時間以上及び実習科目を教育時間数413時間以上行う場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注2 車体Bは細目III-2-1（教育計画）(1)の場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注3 車体Cは細目III-2-1（教育計画）(2)の場合における教育科目別の教育時間を示す。
- 注4 ( )内は細目の附則（令和7年2月19日付、国自整第219号）4.の規定を適用する場合の教育時間を示す。

別表1（その11）

自動車整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣が定めるものの三級自動車整備士養成課程の教育科目別教育内容及び標準教育時間

教育科目	教育内容	養成課程別教育内容			標準時間	
		三級		三級		285
		総合	二輪	総合	二輪	
学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		285
		自動車の力学・数学	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電気・電子理論	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		材料	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		燃料・潤滑剤	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車整備関連	エンジン又はモータ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		シャシ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
		電装	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	自動車の整備に関する法規		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
	小 計					285
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	370
		シャシ	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		電装	点検、分解、組立、調整、検査	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	小 計					370
合 計						655

別表 2

## 添付書類一覧

添付書類	記載要領等
1. 養成施設の沿革及び学校の組織図	(1) 沿革には、当該施設の設立から現在に至る経過を記入すること (2) 組織図は当該施設の運営状況が確認できるものとすること
2. 規則又は学則及び細則	規則又は学則及び細則等には、次のものが定められていること (1) 施設の位置 (2) 施設の名称 (3) 課程の名称 (4) 定員 (5) 修業年限又は入学期及び卒業期並びに昼間、夜間の別（全日制、定時制） (6) 入学資格 (7) 休日及び休業 (8) 始業、終業時間及び1教育単位時間 (9) 当該課程修了の教育時間（高校の場合は単位） (10) 成績判定基準（出席日数及び合格点等） (11) 卒業証書及び卒業証明書の様式
3. 学校設置の許可書等の写し	学校教育法に基づく学校の設置許可等を受けたものの写しを添付すること
4. 教育を行う者（指導員）の一覧表（添付様式1）	(1) 一覧表は、自動車整備士養成課程を担当する者のみを記入すること (2) 区分欄は、該当するものに○を記入すること (3) 資格欄は、指導員資格を満足させるものであること（卒業資格、教師の資格、自動車整備士、職業訓練指導員等） (4) 非常勤の者である場合には、備考欄にその旨を記載すること
5. 教育を行う者（指導員）の名簿（添付様式2）	(1) 添付様式1に記載した全ての者について作成すること (2) 指導員の最終学歴及び資格については、卒業証明書、合格証書の写し、経験証明等学歴又は資格を有することを証する書面を添付すること（複数ある場合は、代表とするものでよい） (3) 職名は、検査員、学科指導員等と記入すること（職名が不明の場合は、部課名を記入すること） (4) 担当科目は主たる科目を記入すること
6. 教育科目別時間配分表 (添付様式3)	(1) 配分表は養成課程別に作成すること (2) 教育科目は、指定基準で定められている科目別に記入すること (3) 教育内容は、教育科目別に内訳（エンジン又はモータ、シャシ、電装等）を記入すること (4) 年次欄は、養成課程の修業年限に合わせて作成するものとし、年次別に時間数を記入すること (5) 指定基準以外の教育科目については、（ ）書きで記入し、学科及び実習の小計欄並びに合計欄に含めないこと（外数で（ ）書き

	で記入すること)
7. 教育計画表 (添付様式4)	(1) 教育計画表は、養成課程別に修業年限に合わせて作成すること なお、二種養成施設にあっては、添付様式4その2により養成しようとする自動車整備士の種類毎に作成するものとし、時間別教育内容欄は、学科、実習が明確に分かるよう記入すること (2) 教育科目及び教育内容は添付様式3と同一であること (3) 指定基準以外の教育科目については、( )書きで記入すること
8. 使用教科書一覧表 (添付様式5)	(1) 物流・自動車局監修の教科書は、番号を○で囲むこと (2) 教育科目は、添付様式3及び添付様式4と同一のものを記入すること
9. 養成施設全体図及び写真 (添付様式6)	(1) 養成施設の全体（教室、実習場、体育館、倉庫、車庫等）が分かる平面図又は鳥瞰図とすること (2) 全体図には、敷地及び主要な建物の寸法を記入すること (3) 全体図には、最寄駅から当該施設までの略図を付け加えること (4) 写真は養成施設の全体が分かるものとする（2枚以上とっても差支えない）こと
10. 教室及び実習場状況一覧表 (添付様式7)	(1) 教室及び実習場の名称は、当該養成施設で呼称している名称とすること (2) 実習場合計欄の同時に教育を受ける者の数に一学年の定員を記入した場合には、各学年別、クラス毎の学科、実習の教育計画が分かる時間割表等を添付すること
11. 教室配置図及び写真 (添付様式8)	(1) 配置図は、使用する全ての教室が確認できるものであること (2) 配置図は、面積の算出根拠となるものであること (3) 写真は、教室内の机、黒板、視聴覚教材等の配置が分かるものとし、構造等が異なる教室については、それぞれの写真を添付すること（少なくとも、前後から写したものとする）
12. 実習場配置図及び写真 (添付様式9)	(1) 配置図は、使用する全ての実習場が確認できるものであること (2) 配置図は、面積の算出根拠となるものであること (3) 配置図には、主要な機械設備の配置状況を記載すること (4) 写真は、実習場毎に添付するものとし、実習場内の主要な機械設備の配置状況等が分かるものとすること
13. 実習用教材一覧表 (添付様式10)	(1) 1人当たり数量は、同時に教育を受ける者の数で除した数を小数点第1位まで記入すること
14. 実習用機械設備一覧表 (添付様式11)	(1) 機械設備のうち、自動車検査用機械器具については、自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書若しくは自動車検査用機械器具校正結果証明書の写し（音量計（騒音計）にあっては、騒音計基準適合検査済証等の写し）を添付すること (2) 工具類（一般工具、特殊工具、手仕上工具等）については記載を要しない

指定

自動車整備士養成施設

申請書

認定

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者 住所  
氏名

指定

自動車整備士技能検定規則の規定により自動車整備士養成施設の を  
認定

受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 養成施設の名称
2. 養成施設の所在地
3. 養成施設の代表者の氏名

指定

4. 受けようとする の種類

認定

5. 養成施設の課程の名称
6. 定員
7. 養成を受ける者の資格
8. 養成しようとする自動車整備士の種類
9. 修業年限

年 月 日

運輸局長

殿

届出者 住所  
氏名

## 自動車整備士養成施設（指定（一種、二種）、認定）変更届

自動車整備士養成施設について、下記のとおり変更があつたので、自動車整備士技能検定規則の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

指定 の記号番号 認定 (年月日)	(年月日)
養成施設の名称	
変更事項 該当する番号を ○で囲むこと。	1. 養成施設の名称及び所在地並びに代表者 2. 養成施設の課程の名称及び定員、養成を受けることができる者の資格、自動車整備士の種類並びに修業年限 3. 教育科目、時間数等教育の内容 4. 教室、実習場、実習用教材、実習用機械設備
変更年月日	年 月 日
変更概要	

(日本産業規格A列4番)

## 変更事項比較表

変更事項	変更後（新）	変更前（旧）	変更理由及び添付書類		
1. 養成施設の名称			2、3		
2. 所在地					
3. 代表者					
4. 養成施設の課程の名称					
5. 定員	人	人	2、4~14		
6. 養成を受けることができる者の資格			2		
7. 自動車整備士の種類					
8. 修業年限	年	年	6~7		
9. 教育科目、教育時間数	学科 実習 合計	時間 時間 時間	学科 実習 合計	時間 時間 時間	2、6、7

10. 教室	教室面積合計(A) m <sup>2</sup> 同時に教育を受ける者の数(B) 人 (A)／(B) m <sup>2</sup> ／人	教室面積合計(A) m <sup>2</sup> 同時に教育を受ける者の数(B) 人 (A)／(B) m <sup>2</sup> ／人	10、11
11. 実習場	教室面積合計(A) m <sup>2</sup> 同時に教育を受ける者の数(B) 人 (A)／(B) m <sup>2</sup> ／人	教室面積合計(A) m <sup>2</sup> 同時に教育を受ける者の数(B) 人 (A)／(B) m <sup>2</sup> ／人	10、12
12. 実習用教材	別添「実習用教材一覧表（変更事項明記）」のとおり		13
13. 実習用機械設備	別添「実習用機械設備一覧表（変更事項明記）」のとおり		14

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1. 変更があった事項については、変更事項の番号を○で囲み、変更内容等を記入すること。  
 2. 変更理由及び添付書類の数字は、変更届に添付すべき書類（別表2「添付書類一覧」左欄に掲げる添付書類の番号）を表す。ただし、変更がないものについてはこの限りではない。

年 月 日

国土交通大臣

殿

届出者 住所  
氏名

自動車整備士養成施設（指定（一種、二種）、認定）廃止届

下記の自動車整備士養成施設を廃止したので、お届けします。

記

指定 の記号番号 認定（年月日）	( 年 月 日 )
養成施設の名称	
所在地	
自動車整備士の種類	
廃止年月日	年 月 日
廃止理由	
備考	

(日本産業規格A列4番)

## 自動車整備士養成施設報告書 ( 年度分) [指定 (一種) ・認定用]

運輸局長

殿

年 月 日

養成施設の名称

養成施設の所在地

代表者名

①指定(認定)番号	第 号			②指定(認定)年月日	年 月 日							
	一級・二級・三級・特殊 (総合・二輪) 課程			一級・二級・三級・特殊 (総合・二輪) 課程	一級・二級・三級・特殊 (総合・二輪) 課程							
③課程の名称												
④養成しようとする 自動車整備士の種 類												
⑤養成を受ける者の 資格												
⑥修業年限	年			年			年					
⑦養成 人員	定員	人			人			人				
	実績	人			人			人				
	計画	人			人			人				
⑧教育 時間	学科	実績	時間			時間			時間			
		計画	時間			時間			時間			
	実習	実績	時間			時間			時間			
		計画	時間			時間			時間			
⑨登録試験の結果 (3月 日実施)	種類	受験者数	合格者数	合格率	種類	受験者数	合格者数	合格率	種類	受験者数	合格者数	合格率
		人	人	%		人	人	%		人	人	%
		人	人	%		人	人	%		人	人	%
		人	人	%		人	人	%		人	人	%
		人	人	%		人	人	%		人	人	%
備考												

(日本産業規格A列4番)

注1. ⑦養成人員の欄には、次により記入すること。

- (1) 定員は、指定(認定)を受けている1学年分の定員(入学定員)の数
- (2) 実績は、報告年度に養成課程を修了した者の数
- (3) 計画は、新年度に入学した数

注2. ⑧教育時間の欄は、次により記入すること。

- (1) 実績は、報告年度に養成施設を修了した者を対象とした教育時間数(自動車整備士養成課程に係るものに限る)の総計
- (2) 計画は、新年度の入学生を対象とした教育計画の時間数(自動車整備士養成課程に係るものに限る)の総計

## 自動車整備士養成施設報告書（ 年度分）[指定（二種）]

運輸局長

殿

年 月 日

養成施設の名称

養成施設の所在地

代表者名

①指定番号	二養第 号			②指定年月日		年 月 日					
③養成人員			種類	一A	一B	二A	二B	三A	三B	特E	特C
			定員								
			実績								
			計画								
④教場別養成人員	教場名	教室名	種類								
	学科		定員								
			実績								
			計画								
	学科		定員								
			実績								
			計画								
	学科		定員								
			実績								
			計画								
	実習		定員								
			実績								
			計画								
	学科		定員								
			実績								
			計画								
	実習		定員								
			実績								
			計画								
備 考											

(日本産業規格A列4番)

注：定員は指定を受けている数を、実績は報告年度分の数を、計画は新年度分の数をそれぞれ記入すること。

年 月 日

## 教室及び実習場・教育を行う者の数に関する報告書

下記養成施設について、2.6.の規定に基づき、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がないものとして報告書を提出いたします。

本報告の基準日※ <sup>1</sup>	年	月	日
養成施設の名称			
養成課程の名称			
養成する整備士の種類			
養成課程の学年※ <sup>2</sup>			
当該養成課程の開講日	年	月	日
当該養成課程の修了予定日	年	月	日
細目の規定を適用する項目	教室及び実習場・教育を行う者の数 ※ いずれか一方又は両方に丸を付すこと		
地域の実態その他による特別の事情の概要			
教育上支障がないものと判断する理由			

(日本産業規格A列4番)

備考 :

※1 「本報告の基準日」とは、上記養成施設において、地域の実態その他による特別の事情があり、かつ、教育上支障がないものとして、細目ただし書きの規定の適用を開始する日をいう。

※2 養成する課程に学級が存在する場合は、養成課程の学年の記載欄に学級も記載すること。なお、二種養成施設の養成課程の場合は、当該記載欄については記載不要とする。